

更新審査において「更新不可」となった場合の再申請について

日本緩和医療薬学会 認定委員会

緩和薬物療法認定薬剤師更新審査の結果、「更新不可」と判定された申請者について、下記のように取り扱うこととする。

1. 認定薬剤師としての資格は停止する（認定薬剤師の資格名称を使用することはできない）
2. 次年度の更新審査にかぎり、更新の再申請を行うことができる（更新申請を行っていない者は、再申請は行うことはできない）
3. 再申請においては、通常の更新審査と同様の申請手続き（審査料の納付も含む）を必要とする
4. 再申請においては、更新資格要件の「認定期間」は「認定期間および認定期間終了後再申請までの期間」と読み替える
5. 再申請で更新認定された場合、認定期間は4年間とする

